

計画項目番号	12	計画担当部課	総務部 財政課			
基本的方策	Ⅱ 行政施策の再構築	計画作成部課	総務部 財政課			
重点項目	ii 全市有施設の将来的方針の検討	計画関係部課	全部署			
計画項目名	全市有施設の将来的方針の検討（飛騨市公共施設等総合管理計画の策定）					
現状と課題 （取組の必要性） 取組項目の概要 （具体的手法）	<p>合併以降、各種類似施設が旧4町村ごとに存在するなど、利用頻度や維持管理面、市として真に必要な施設か、将来的にどうするのかの検証が為されていない。また、平成26年4月22日付総財務第74号により、総務大臣から早急な公共施設等総合管理計画の策定要請がなされたところである。</p> <p>このため、飛騨市が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、市を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を内容とする計画を定める。</p> <p>また、取組により策定された将来的方針は次期の総合計画に位置付けるものとし、計画的な財政運営を図る。</p>					
取組による効果 （具体的目標）	<p>厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。</p>					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	①計画策定のための内部検討組織を設置 ②計画の必要性の周知 ③対象施設の把握	①内部検討組織による計画策定に係る調査研究及び基本方針案の策定 ②新財産台帳システムへのデータ移行及び対象施設の精緻化	①内部組織によって策定した方針案について外部からの意見を募り方針に反映させる。 ②計画（総論）の策定及び公表	①計画に基づく具体的事業計画（各論）の策定及び財政措置の検討 ②必要に応じて計画（総論）を見直す。	①計画（各論）に基づく事業着手（施設の統廃合等） ②必要に応じて計画（総論）を見直す。
	目標	①委員会設置要綱の策定 ②内部研修会の開催 ③既存財産台帳の精査及び情報収集	①内部検討組織による基本方針の策定 ②公会計を見据えた財産台帳システムの構築	①パブリックコメント、説明会等による意見収集及び市議会への説明 ②公共施設等総合管理計画（総論）の完成	①対象施設ごとに具体的な事業計画（各論）を策定する。 ②計画（総論）のローリング及びフォローアップの実施	①事業着手 ②計画（総論）のローリング及びフォローアップの実施
	目標の説明 （数値目標の場合は根拠）					
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 （数値結果の場合は根拠）					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 （特記事項）						

計画項目番号	13	計画担当部課	総務部 財政課			
基本の方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	総務部 財政課			
重点項目	ii 歳入の確保	計画関係部課	全部署			
計画項目名	行政財産の目的外使用における必要経費の徴収					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>行政財産の目的外使用については、「飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例」の規定に基づき使用料を徴収しており、許可している件数は、年間70件以上におよび、その用途は、事務所・倉庫・自動販売機設置等が主となっている。</p> <p>使用料はその団体又は使用目的に応じて免除している場合があるが、光熱水費や維持管理費等の必要経費についても免除している場合が見受けられる。</p> <p>このため、必要経費、とりわけ光熱水費については、使用者負担が原則であり、団体区分及び使用目的を問わず適正に徴収するものとする。</p> <p>基本的には、使用者が子メータを設置し、市が使用量を把握したうえで、それに応じた分を徴収する。子メータの設置が困難な場合は、面積割りや人数割り等、合理的な算定方法に基づき算出した料金等を徴収する。</p> <p>ただし、市の政策や事業に深く関わっており、徴収することが適当でない場合もあるため、必要経費徴収のための基準を設ける。</p>					
取組による効果 (具体的目標)	基準を明確にし、適正かつ公平な徴収を行う。また、使用者に負担を求めることにより、節約意識を持っていただく。					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	①統一基準での施行開始 (H26.4.1~) ②激変団体への説明 ③統一基準の運用	①統一基準の運用	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標	①飛騨市行政財産の目的外使用に係る使用料等徴収条例の施行 ②激変団体の理解を得る。 ③全使用許可団体について統一基準での使用許可とする。 【数値目標】達成率100%	①全使用許可団体について統一基準での許可とする。	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)	本年度から例外なく統一基準によって徴収するため100%とした。				
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 (特記事項)						

計画項目番号	14	計画担当部課	総務部 財政課			
基本的方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	総務部 財政課			
重点項目	i 計画的な予算執行	計画関係部課	全部署			
計画項目名	新電力導入事業					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>2000年までは電気事業法による参入規制により地域の電力会社（一般電気事業者）が地域独占を容認されてきたが、「総括原価方式」（経費に対し一定の利益を乗せた価格設定方式）により、日本はイタリアに次いで2番目に高い価格水準の電気代となっている。そこで産業の空洞化を抑制する等の経済的側面から、経済産業省が2000年より「電力小売市場の段階的な自由化の拡大」を推し進め、2004年、2005年と段階的な規制緩和（自由化部門の拡大）があり、現在は原則契約電力50kw以上の「高圧電力契約の需要家」が対象となっている。（50kw未満でも高圧需要家なら対象）</p> <p>規制緩和の結果、これまで地域の電力会社からしか購入できなかった電気が、「特定規模電気事業者」（新電力）と呼ばれる別の事業者から安価な価格で購入することが可能になっている。このため、その実現を図る。ただし、災害時等の応急対応の可否、他市町村の動向も視野に入れながら進めるものとする。</p>					
取組による効果 (具体的目標)	<p>特定規模電気事業者からの電力購入とすることで、試算により削減効果が期待できる施設は、中部電力管内が21施設、北陸電力管内が6施設となっている。投資的経費は不要で、削減効果額として市全体（指定管理施設含む）で年間約400万円が見込まれ、経常的経費の大幅な削減が期待できる。</p>					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	①新電力導入についての調査・研究 ②災害時等の応急対応の可否及び他市町村の動向の調査 ③新電力導入の方針決定	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標	①調査・研究成果の取りまとめ ②新電力との契約 【数値目標】 電気料金年間200万円（半年）削減	【数値目標】 電気料金年間400万円削減	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)	試算による（ただし、初年度につき半額とした。）。	試算による。	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 (特記事項)						

計画項目番号	15	計画担当部課	総務部 財政課			
基本の方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	総務部 財政課			
重点項目	ii 歳入の確保	計画関係部課	全部署			
計画項目名	不要財産の積極的売却					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>現在、財産の処分（売却）については、貸付等関係者からの申し出によって処分しているものがほとんどであることから、積極的な処分のための取組みが必要がある。このため、次の取組みを実施し、不要財産の積極的売却を進める。</p> <p>遊休地については、売却可能地を選択し公売にかけ、売却できなかったものについては、ホームページ上で随時売却物件として公募する。</p> <p>貸付地については、個別交渉を実施し、売却を推進する。</p> <p>普通財産については、基本的に新規の貸付けは行わず売却を原則として取扱う。</p> <p>不要物品の調査を全庁的に行い、インターネット公売を活用し積極的に売却する。</p> <p>旧法定外公共物については、隣接地を事前に調査し、その基礎資料を基に建設課において現地で機能調査を行い、売却可能物件について対象者に購入を促す。</p>					
取組による効果 (具体的目標)	不要財産の処分によって、財産管理費用の削減及び将来的に安定した自主財源（固定資産税）の増収を図る。					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	①遊休地の抽出及び公売 ②借主への意向確認及び交渉及び貸付地の売却 ③不要物品の調査及び売却 ④旧法定外公共物の調査及び売却	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標	【数値目標】 ①～④についてそれぞれ1件以上	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)	目標件数は、市主導で売却できたものとする。	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 (特記事項)						

計画項目番号	16	計画担当部課	総務部 財政課			
基本の方策	IV 適正な財政運営	計画作成部課	総務部 財政課			
重点項目	i 計画的な予算執行	計画関係部課	総務部 財政課			
計画項目名	地方公会計の整備促進					
現状と課題 (取組の必要性) 取組項目の概要 (具体的手法)	<p>行政改革推進法によって地方公共団体には、財務書類の作成が求められている。飛騨市においても平成22年度決算より「総務省方式改訂モデル」による財務書類の作成を行っているが、当該モデルは過去の決算統計をベースとしており、資産評価の制度が著しく低いものとなっている。総務大臣通知「今後の地方公会計の整備促進について（平成26年5月23日付け総財務第102号）」において、固定資産税台帳の整備と複式簿記の導入を前提として新たな財務書類作成を行うため、平成27年度～平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体に統一の基準による財務書類の作成を要請するとともに、平成27年度中に公会計にかかる標準的なソフトウェアを配布する方針であることが示されている。このため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な推進体制の整備 ・資産の棚卸（各種台帳との照合、実施調査） ・公会計運用開始 ・固定資産台帳様式、資産評価基準の策定 ・固定資産台帳整備（データ入力、開始時簿価算定） 					
取組による効果 (具体的目標)	<p>企業会計の手法による財務書類を整備し、減価償却費や各種引当金などの表面化されない行政コストや資産・負債を一覧的に明示することにより、市民や議会に対する説明責任を果たし、財政運営や政策形成の基礎資料として有効活用を図る。</p> <p>また、固定資産台帳を活用した資産の将来更新費用の試算や平準化が可能となり、施設・事業分野（セグメント）毎の行政コストを把握・分析することで、行政評価への活用や受益者負担の適正化、施設の統廃合などの検討にも用いることができる。</p>					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計 画	取組内容	①公会計制度について基礎知識を習得し、制度の枠組みを検討する。 ②公会計導入に対応するための計画を検討し、次年度の予算措置を講ずる。	①配布マニュアル、ソフトウェアの機能検証 ②全体説明会の開催、各部会設置など ③専門家を交えた様式・基準策定、公有財産台帳との連携	①各種台帳との照合、実施調査 ②データ入力、開始時簿価算定	①資産の取得、異動情報の確実な把握 ②予算執行データとの照合、寄附・寄贈物件の調査 ③財務書類の作成・公表、分析・活用	前年度に同じ
	目標	【数値目標】 ①公会計制度についての事前調査 ②公会計導入への対応の検討	【数値目標】 ①総務省配布マニュアル等の検証 ②全庁的な推進体制の整備 ③固定資産台帳様式、資産評価基準の策定	【数値目標】 ①資産の棚卸し ②固定資産台帳整備	【数値目標】 公会計運用開始	前年度に同じ
	目標の説明 (数値目標の場合は根拠)		平成27年1月を目処に、総務省から公会計導入に係るマニュアルを配布する予定となっている。	資産の棚卸しを行い、総務省配布マニュアルの基準を満たした様式にデータを入力する。	国は平成29年度までの統一の基準の財務書類の作成を要請している。	前年度に同じ
実 績	取組内容					
	目標に対する結果					
	結果の説明 (数値結果の場合は根拠)					
評 価	評価					
	評価の理由及び説明					
見直し	計画改良が必要な点、翌年度以降計画の何を見直したか					
備考 (特記事項)						